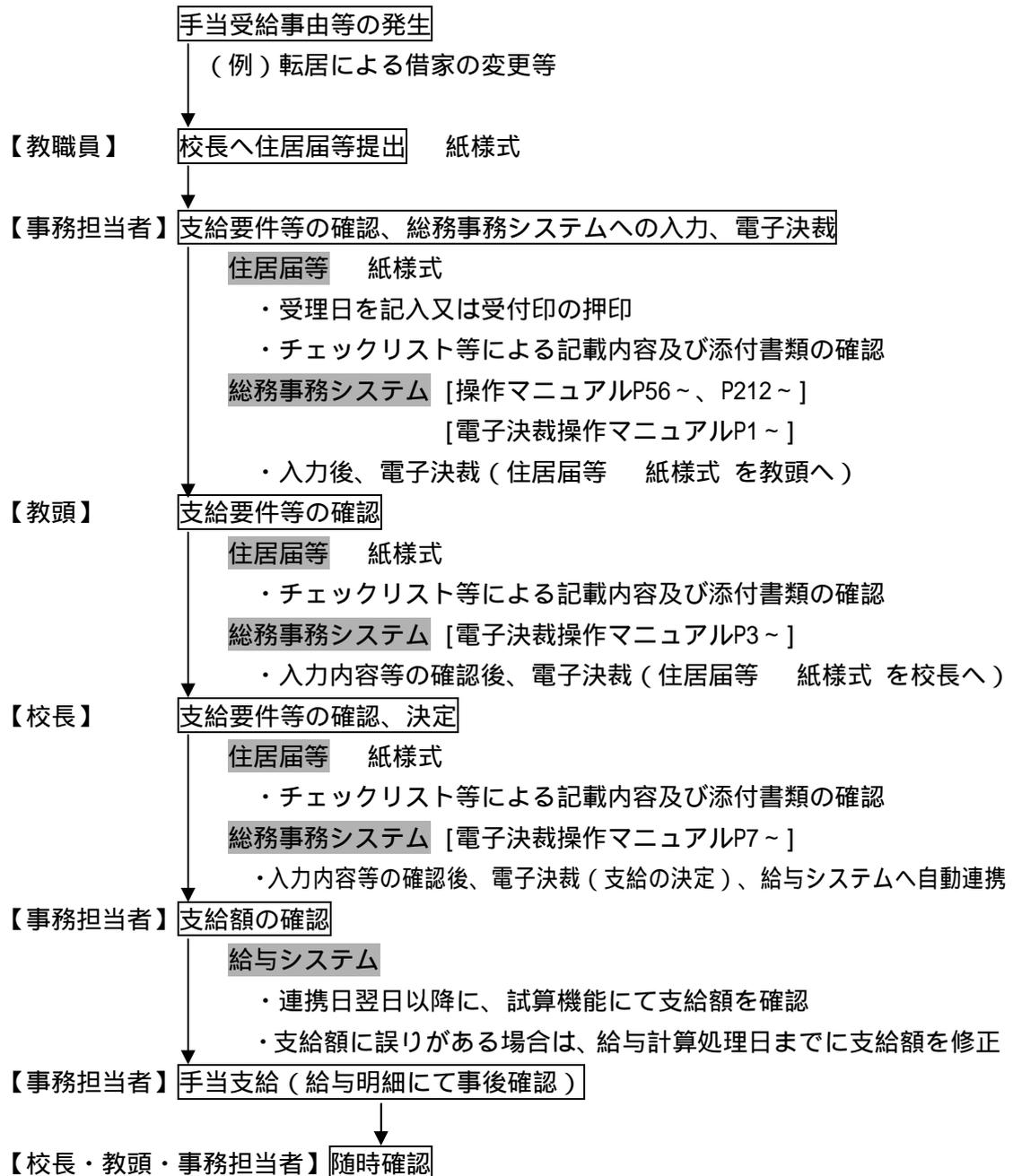


総務事務システムによる住居手当の認定について

住居手当

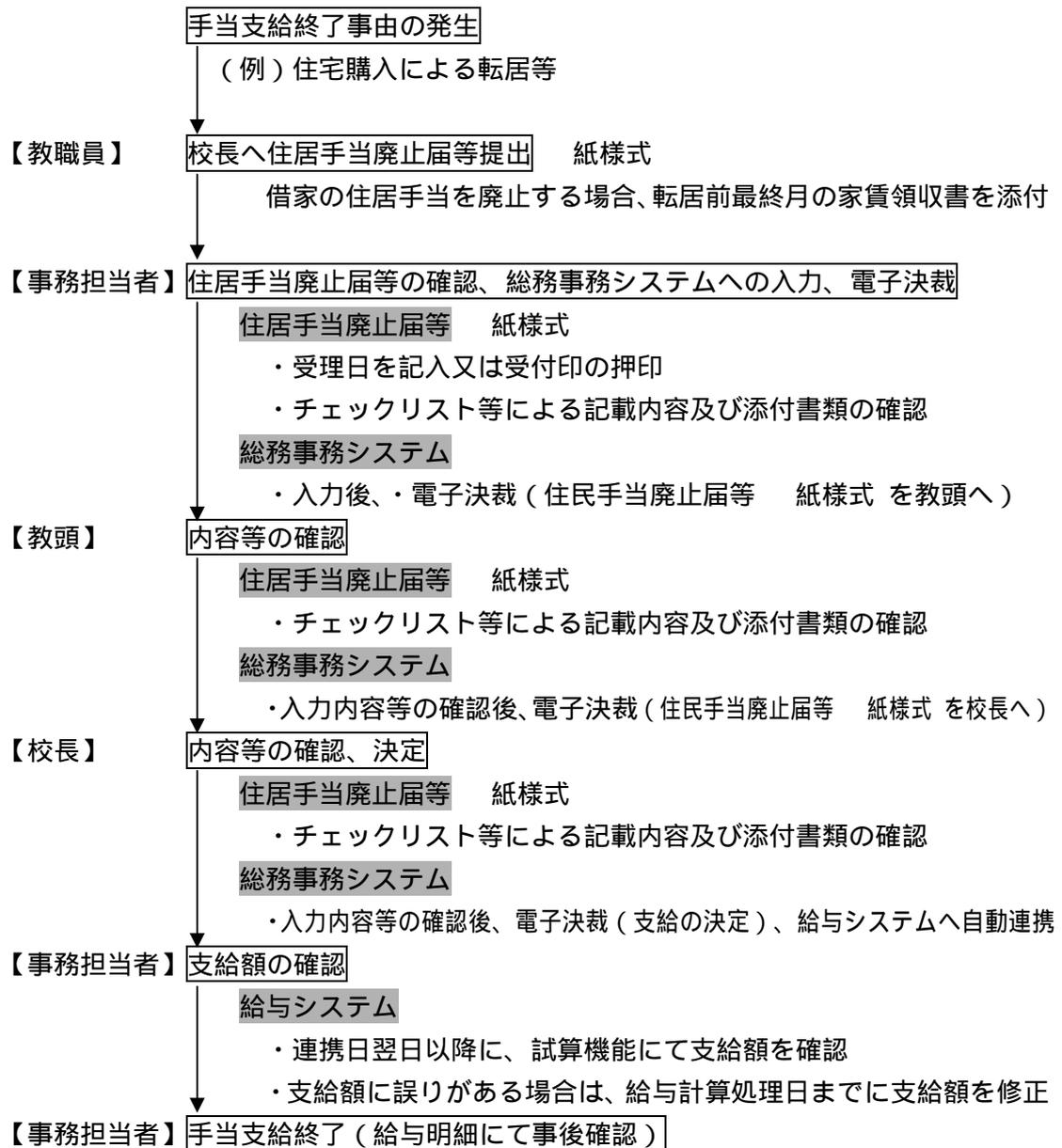
自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対し、月額で支給される手当

住居手当の支給手続



転居等により家賃の額の改定がある場合は、住居届と併せて住居手当廃止届等も提出。住居届と併せて回付し確認すること。

住居手当の支給終了手続（支給対象外となる場合）



その他

住居届及び添付書類のチェックポイントをまとめた「住居届チェックリスト」を参考資料として配布しているのので、事務の参考にしてください。

住居届の様式については、各教育事務所で配布しているほか、「兵庫県公立学校教職員給与関係ファイル集」に掲載しているのので、適宜ダウンロードし利用してください。

認定事務に際して疑義が生じた場合は、教育事務所の相談窓口へ問い合わせてください。